

地域まちづくりプラン
「滝頭・磯子地区 防災まちづくり計画」配慮項目について

1 地域まちづくりプランについて

滝頭・磯子地区防災まちづくり計画は、横浜市地域まちづくり条例にもとづく地域まちづくりプランに認定(H19.10.25)されています。この区域内で**建築等**^{※1}を行おうとするときは、計画との整合などについて、滝頭・磯子まちづくり協議会との協議をお願いしています。

地域まちづくりプランの認定制度とは…

地域の目標・方針やものづくり・自主活動など課題解決に向けた取り組みについて、地域まちづくり組織が地域住民等の理解や支持を得ながらとりまとめた計画を地域まちづくりプランとして、市長が認定する制度です。

2 配慮をお願いしたい項目

(1) 2項道路のセットバック

- 建物、塀だけでなく駐車・駐輪場もセットバックをお願いします。
- すみ切の整備をご検討ください。
- 狭あい道路整備促進路線に接した土地では、狭あい道路拡幅整備事業等を活用して、2項道路の拡幅整備にご協力ください。

(2) ブロック塀等の生け垣化

- ブロック塀等は生け垣、フェンスにするなど安全性に対する配慮をお願いします。生垣設置や民有地の緑化については(財)横浜市緑の協会や横浜市による助成の制度が活用できる場合がございます。

(3) 敷地境界からの壁面後退

- 地区の防災性や居住環境の向上のため、やむを得ない場合を除いて、敷地境界から最低0.5m程度の壁面後退を行い、人が通ることのできる空間を確保してください。

(4) 敷地分割はできるだけ避けてください

- 木造建物が密集している住宅地なので、過度な小規模な敷地分割をしないよう計画をお願いします。

3 協議先・問い合わせ先等

以上について、滝頭・磯子まちづくり協議会との協議をお願いしております。具体的な相談は協議会役員までご連絡ください。

その他、条例やプラン等に関することについては、横浜市までお問い合わせください。

※1 建築等の行為（地域まちづくり条例施行規則第13条抜粋）

- (1) 建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第13号に規定する建築
- (2) 都市計画法第4条第12項に規定する開発行為、宅地造成等規制法第2条第2号に規定する宅地造成その他の土地の区画形質の変更
- (3) 工作物の建設及び設置
- (4) 建築物又は工作物の外観の変更
- (5) 土地又は建築物の用途の変更
- (6) 木竹の植栽又は伐採
- (7) 屋外における物件のたい積
- (8) 屋外広告物法第2条第1項に規定する屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置